二　控訴審の手続

高等裁判所で記録を受理してから高等裁判所での手続が始まります。控訴審は，先に行った一審の記録や証拠によって，「一審の判決が正しいかどうか」を調べます。

記録受理

国選弁護人の選任
弁護人が必要とされる事件で，被告人が自分で弁護人を選ばないときは，裁判所が弁護人を選任します。

控訴趣意書差出最終日の指定

控訴趣意書とは
控訴申立てをした者が自己の主張である控訴理由を簡潔にまとめ，控訴審で何を争うかを明示した書面のことです。
差出最終日（＝提出期限）は，事案の内容の困難さや記録の量等を考慮して指定します。

第1回公判期日の指定・召喚

公判期日の指定・召喚について
公判期日は事案の内容，弁護人の都合等を考慮し，指定します。公判期日が指定されたら，召喚状により，被告人にその公判期日を通知しますが，控訴審では被告人に出頭義務はありませんので，不出頭のままでも裁判を進めることができます。

控訴趣意書の提出

控訴趣意書の提出方法／三 書面の提出方法-1参照

第1回公判期日

- 人定質問
- 控訴趣意書に基づく弁論【刑訴法389】
- 控訴趣意書に対する相手方の意見【刑訴規則243】
- 事実の取調べ【刑訴法393-1,2】
  - 事実の取調べの結果に基づく弁論【刑訴法393-4】
- 次回公判期日の指定，告知

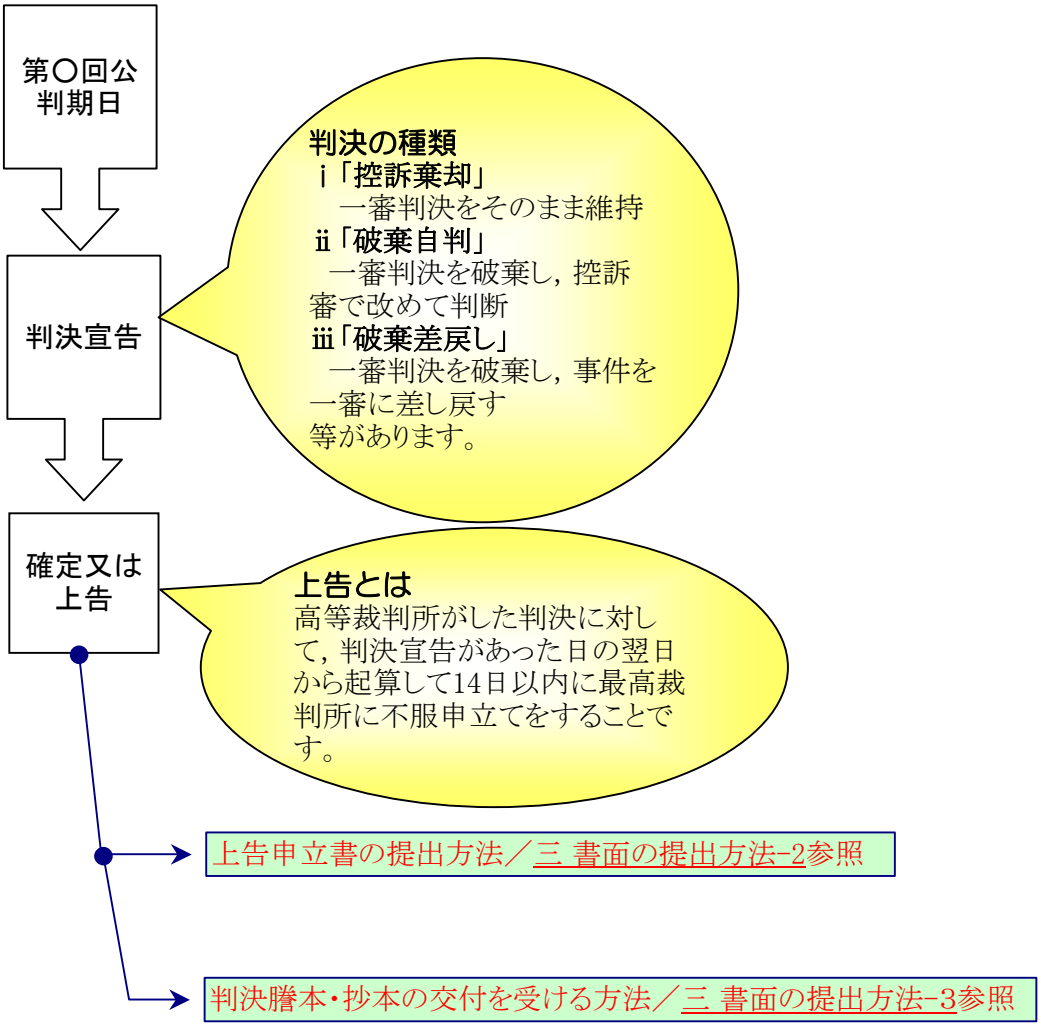
第〇回公判期日
判決宣告
確定又は上告
判決の種類
ⅰ「控訴棄却」
一審判決をそのまま維持
ⅱ「破棄自判」
一審判決を破棄し，控訴審で改めて判断
ⅲ「破棄差戻し」
一審判決を破棄し，事件を一審に差し戻す
等があります。
上告とは
高等裁判所がした判決に対して，判決宣告があった日の翌日から起算して14日以内に最高裁判所に不服申立てをすることです。
上告申立書の提出方法／三 書面の提出方法-2参照
判決謄本・抄本の交付を受ける方法／三 書面の提出方法-3参照